



## 改正施行規則の施行日

「平成 29 年 2 月 1 日」施行

## 旧様式の扱いなどについて

【条例第 7 条の規定による届出書】

- ・新様式が施行される「平成 29 年 2 月 1 日」の前後における条例第 7 条の規定による届出書について、旧様式の運用は以下のとおりです。

	H29.2.1	
H29.1.31 までに提出 (H29.1.31 までに受理書の の交付)	● → ● 【第 2 号様式】 (受理書の交付)	
H29.1.31 までに提出 (H29.2.1 以降に返却)	● →	◎ 【旧様式】 (旧様式に受理 印を押印して写 しを返却)
H29.2.1 以降に提出 (H29.2.1 以降に返却)		◎ → ◎ 【新様式】      【新様式】 (新様式に受理 印を押印して副 本を返却)

【条例第 10 条第 5 項の規定による承認（特例承認）・その他の承認等申請】

- ・平成 29 年 1 月 31 日までに申請し、通知が平成 29 年 2 月 1 日以降となる場合は、通知書は新様式となります。

	H29.2.1	
H29.1.31 までに申請 (H29.2.1 以降に通知)	● →	◎ 【新様式】 通知書

## 《お問合せ先》

《具体的な台数算定等のお問合せ先・届出提出の窓口》

横浜市 建築局 建築指導部 市街地建築課  
(横浜市中区相生町 3-56-1 JNビル 5階) 電話：045-671-4510

《横浜市駐車場条例全般についてのお問合せ先》

横浜市 都市整備局 都市交通部 都市交通課 駐車場担当  
(横浜市中区港町 1-1 市庁舎 6階) 電話：045-671-3853

横浜市 都市整備局 都市交通課 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1  
電話 045-671-3853 FAX 045-663-3415  
ホームページ： <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/>  
平成 29 年 1 月 4 日 発行 (平成 29 年 4 月 1 日更新)